

特集 障害者権利条約批准

～国内法制の課題と取り組み～



全国各地に種を蒔いた芽生え、 更に大きく育てて

～手話言語法制定を目指して～

一般財団法人全日本ろうあ連盟

副理事長 長谷川 芳弘

私たち聴覚障害者は、聞こえない、聞こえにくいことで、周囲の人たちとコミュニケーションがとりにくく、また情報が入りにくいために、生活のいろいろな場面で不便が生じます。先日朝刊にこのような記事がありました。

『初詣客らでにぎわう駅前で車椅子に乗った男性が、7年ほど前に脳梗塞で倒れ車椅子生活を余儀なくされ、話すのも不自由になったため、「無言宣伝行動」を行い、首からぶらさげた手製のプラカードには、「秘密保護法」の文字の上から赤色で×を付け、反対の意思をアピールしています。寒空の下での一人宣伝は、人々の目を引き、心を打ちます。全国でも高まった秘密保護法反対のデモや集会に参加したかったが、車椅子ではたびたび厳しい。それでも「自分のできることをやろう」と思いついたのが、自宅近くの駅前での一人宣伝でした。』

このエピソードでは、話せなくとも、自分の意思を自分の選ぶコミュニケーション手段によってアピールすることが書かれています。聞こえなくとも、話せなくとも、そのことを周囲に理解してもらい、また音声情報の代わりとなる手話や文字等によるコミュニケーションは、その当事者にとって必要不可欠なものなのです。

私たちは、コミュニケーションに障害のある人が聞こえる人たちと平等に生活し社会参加できるよう、手話、要約筆記などのあらゆるコミュニケーション手段とその手段によって情報を得ることの保障に取り組んできました。

それらの取り組みと呼応するように、「(障害者に関することを)私たち抜きに私たちのことを決めないで」という姿勢で障害者団体が全体で取り組んできた障

害者権利条約の批准は、7年の歳月をかけて昨年12月4日、参議院本会議にて全会一致で可決・承認されました。2014年1月17日批准公布の閣議決定がおこなわれ、1月20日付で締約国となりました。

当初、日本政府は早期締結を目指していましたが、障害者団体からの「まず、国内法整備を充実させたうえで批准すべきだ」との要望を受け、国内法の整備として改正障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法の3法を成立させました。障害者権利条約の実施の観点からは、これら国内の各種法制度にはなお多くの課題が残されていますが、この法律の制定により、1つの流れができるがっています。

- ① 2006年に国連で障害者権利条約が採択され「手話は言語」であることが世界的に認められ、
- ② 2011年障害者基本法が改正され「言語（手話を含む）」ことが明記され、意思疎通手段の選択機会の拡大と確保が謳われていること

これらの流れの次の一手として「手話は言語」であることが実際の生活に活かされるようにするための「手話言語法」の制定になります。

全日本ろうあ連盟では2010年から手話言語法制定運動に取り組んでいます。これまで全国加盟団体の取り組みにより、昨年10月8日、手話を正式な「言語」と位置づける「鳥取県手話言語条例」が鳥取県議会において全国で初めて可決され、続いて北海道石狩市も12月16日、「手話に関する基本条例」が可決・成立了。

これらの取り組みは、ろうあ運動の歴史においても大きな意味を成すものです。しかし単に条例を制定するだけでなく、今後は「手話を獲得する」「手話で学ぶ」「手話を学ぶ」「手話を使う」「手話を守る」といった「手話に関する」権利をいかに一般の人々や政治に根付かせていくことが重要になります。

これからは、全国各地に蒔いた種が徐々に芽吹き、それらを更に大きく育てていくためにも、障害者権利条約の理念を広く国民に啓発するとともに、聴覚障害者にとって、手話や要約筆記による情報・コミュニケーションは、生きるための基本的人権であり、社会生活のあらゆる場面において保障されるよう、「情報・コミュニケーション法」や「手話言語法」の制定実現を目指して取り組みを続けていきます。